



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第266号 令和2年12月1日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
736	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
737	令和2年度クリーニング師試験を実施する件	消費者くらし安全局 安全衛生課
738	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
739	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	同
740	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
741	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	企業支援課
742	皆伐面積の限度を公表する件	農林水産基盤整備局 森林整備課

【公安委員会規則】

番号	表題	担当課名
7	徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	

徳島県告示第七百三十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 富田製薬株式会社

住 所 鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

代表者 代表取締役 富田純弘

2 工場又は事業場

名 称 富田製薬株式会社 本社工場

所在地 鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号口に規定するろ過施設及び同号八に規定する分離施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和二年十二月一日から

令和二年十二月二十二日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び鳴門市市民環境部環境政策課

徳島県告示第七百三十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、令和二年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和二年十二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

令和三年二月二日（火曜日）午前十時から

二 試験の場所

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁

三 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗濯物の処理に関する知識及び技能

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者

五 受験願書等の請求先

徳島県総合県民局、徳島県東部保健福祉局又は徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課（徳島市万代町一丁目一番地）

六 受験願書等の配布期間

令和二年十二月十四日（月曜日）から令和三年一月十二日（火曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「県の休日」という。）を除く。）

七 受験願書等の提出期間

令和三年一月四日（月曜日）から同月十二日（火曜日）まで（県の休日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留とし、同月十二日までの消印があるものに限りに受け付ける。

八 受験願書等の提出先

受験者の住所地を管轄する徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局とする。ただし、県外居住者にあつては、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課に提出すること。

九 受験願書の添付書類

- 1 履歴書（市販のものに写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）を貼付すること。）

2 受験票

十 受験手数料

七千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

十一 持参するもの

受験票及び筆記具

十二 合格発表表

令和三年二月十日（水曜日）に県庁西側掲示板及び県のホームページにて合格者の受験番号を発表する。

十三 得点の開示

徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）第二十六条第一項の規定に基づき、試験の総合得点及び科目別得点の開示を希望する者（受験者本人に限る。）

（は、合格者の発表の日から一月以内（県の休日を除く午前九時から午後五時までの間に）、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課へ顔写真の添付された自らを証する書類を持参すること。

十四 試験についての問合せ先

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課（電話〇八八・六二一・二二六

四）、徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局

徳島県告示第七百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年十二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日	
名称	所在地	名称	所在地	種類	指定年月日		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	リヴ・フリーリー株式会社	徳島市蔵本町二丁目一番地 ダイバーシティビル二階	訪問介護	令和二年十一月一日		
北	ニチイケアセンター徳島	すずな訪問介護ステーション	徳島市山城西三丁目一九	同	同		
	板野郡北島町高房字堤下二二六						

徳島県告示第七百三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
医療法人倚山会	徳島市東山手町一丁目四一 番地六	咲くら訪問看護ステーション万代	徳島市万代町四丁目二番地 二	訪問看護	令和二年九月 二十四日	令和二年十月 三十一日
有限会社美馬電器 商会	同 佐古四番町五番二 号	有限会社美馬電器商 会	同 佐古四番町五番二 号	福祉用具貸 与 特定福祉用 具販売	同 月九日	同 十一 月六日

徳島県告示第七百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
医療法人倚山会	徳島市東山手町一丁目四一 番地六	咲くら訪問看護ステ ーション万代	徳島市万代町四丁目二番地 二	介護予防訪 問看護	令和二年九月 二十四日	令和二年十月 三十一日
有限会社美馬電器 商会	同 佐古四番町五番二一 号	有限会社美馬電器商 会	同 佐古四番町五番二一 号	介護予防福 祉用具貸与	同 十一月 九日	同 十一月 六日
				特定介護予 防福祉用具 販売	同	同

徳島県告示第七百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年十二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ沖浜店

徳島市沖浜東三丁目六二番地ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和二年徳島県告示第四百五十六号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場の必要台数を十分に確保し、周辺市道の交通の妨げにならないよう対策を講じていただきたい。

自動車の駐車のために供する部分について駐車場法等の基準によること。

大規模地震発生に伴う津波が到達した場合に従業員及び来店客が津波避難ビル等の緊急避難場所へ移動する為の動線の確保（最短となる方向を柵等で囲わないこと）

駐車場内の動線交錯部や、出入口にそれぞれ一時停止等の路面表示等を行い、安全に配慮されたい。

出入口2の出庫においては混雑が発生することが予想されることから、左折出庫を促すよう矢印の路面表示を行う等、交通渋滞対策及び安全対策を講じていただきたい。

2 歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮していただきたい。

歩行者の通行安全を確保し、周辺市道への損傷がないよう対策を講じていただきたい。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物については、燃やせるごみ、資源ごみに分別し、ごみの減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めてください。

古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、コピー用紙等）はリサイクルするために古紙問屋に搬入してください。

一般廃棄物の発生抑制及び再利用並びに一般廃棄物の適正な処理については、徳島市の施策に協力してください。

4 防災・防犯対策への協力

大規模地震発生時における津波避難場所の提供等、地域防災力の向上への協力をお願いしたい。

5 騒音の発生に係る事項

空調室外機の作動音、荷さばき音及び自動車の走行音について最大限の注意を払うとともに、早朝・夜間における騒音発生に注意すること。また、店舗周辺の住民との

間に騒音問題が生じた場合には、真摯に対応すること。

6 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物については、産業廃棄物と一般廃棄物とを適正に分別してください。

分別された廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理してください。

7 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態、色彩等は避けていただきたい。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和二年十二月一日から令和三年一月一日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第七百四十二号

令和三年一月四日から同年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和二年十二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	七六〇・二八	五一・六二
吉野川中流	四七四・九一	九五・六〇
貞光川	一三八・〇九	二五・一九
穴吹川	一六二・三四	六六・九六
美馬北岸	一三〇・五〇	五九・八二
板野	二八五・四五	二〇六・三四
鮎喰川	一五二・二五	四三・七八
勝浦川	三八四・三六	一二・一二
那賀	一、五八八・六三	一二一・二〇
那賀川下流	四三・五八	六・〇〇
日和佐川	一五一・七〇	八・七二
海部川	五七八・四二	五七・六六
計	四、八五〇・五一	七五五・〇一

備考 単位区域については、次の図に示すとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林

整備課並びに徳島県東部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県公安委員会規則第7号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月1日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表2 一般国道32号の項中「井川町西井川248番1」を「池田町西山登り尾1348番8」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月13日から施行する。